

# 年末年始の業務案内

施設等	12 月					1 月					備考	
	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5		
	水	木	金	土	日	祝	火	水	木	金		
市役所												■は施設等の休みの期間です。
窓口業務等	保健センター											休日診療は、12月29日(金)から1月4日(木)まで実施しています。
	障害者福祉センター											
	老人福祉センター											
	高齢者在宅サービスセンター											
狛江市ピン・缶リサイクルセンター												ごみの収集については、下記(年末年始のごみ情報)参照
水道課												料金の収納精算、水道栓の開閉なども休みます。
保育園・児童館等	市立保育園											
	学童保育所											
	和泉児童館											
	岩戸児童センター											
公民館・図書館等	中央公民館											
	西河原公民館											7月のホール特別申請は1月5日(金)に受け付けします。
	中央図書館											
	地域・地区センター											
スポーツ施設等	市民総合体育館											3月分の抽選日は1月9日(火)です。12月28日(木)および1月4日(木)は受付事務はできません。(12月28日(木)は券売機の利用はできません)。
	西和泉体育館											3月分の抽選日は1月9日(火)です。
	市民テニスコート											
	市民グラウンド											3月分の抽選日は1月9日(火)です。12月29日(金)から1月3日(木)までの午前10時から午後4時までの時間帯は、グラウンドを個人開放します。
	グラウンド・ふれあい広場											3月分の抽選日は1月9日(火)です。
	むいから民家園											1月1日(祝)は開園します。

## 年末年始のごみ情報


年末年始のごみ収集は、ごみ・リサイクルカレンダーのとおりです。ごみ・リサイクルカレンダーは、狛江市ピン・缶リサイクルセンターと市民課にあります。  
 【植木せん定枝収集の申し込み】せん定した枝の年内収集の受け付けは12月25日(月)までです。26日(火)から28日(木)までに受け付けた分は、1月5日(金)の収集となります。  
 【問い合わせ】清掃課

○狛江消防署  
 ☎(3480) 0119  
 ○ひまわり  
 ☎(5272) 0303  
 インターネット http://www.himawari.m  
 etro.tokyo.jp/

24時間  
 医療機関案内  


○休日診療薬局  
 ☎(3488) 1519  
 ○休日歯科応急診療所  
 ☎(3488) 9171  
 ○休日応急診療所  
 ☎(3488) 9121  
 [診療日] 17日・23日・24日・29日・30日・31日・1月1日・2日・3日・4日  
 [受付時間] 午前9時～11時 30分・午後1時～4時30分  
 [会場] あいとびあセンター

  
**休日診療**

  
**小児初期救急 平日夜間診療**  
 [診療日] 月～金曜日(当院の休診日は除く) 1月1日から4日まで休診  
 [受付時間] 午後7時～9時30分  
 [対象] 15歳以下の急病のお子さん  
 ※事前に電話をしてから受診  
 ○慈恵第三病院内「狛江・調布小児初期救急平日夜間診療室」  
 ☎(3488) 2061

■所得制限基準額

扶養者の数	申請者本人について	扶養義務者について
0人	192万円	236万円
1人	230万円	274万円
2人	268万円	312万円
3人	306万円	350万円
4人	344万円	388万円

※扶養義務者とは、申請者と同居している直系血族(祖父母・父母・子・孫)・兄弟姉妹のことです。

- ※所得から控除できるもの
1. 雑損
  2. 医療費
  3. 障害者・特別障害者
  4. 社会保険料(一律8万円)
  5. 小規模企業共済等掛金
  6. 寡婦(夫)・特別寡婦(父・母を除く)
  7. 配偶者特別
  8. 勤労学生

**ひとり親家庭等医療証(医療証)をお送りします**

平成19年1月1日からの新しい医療証は、今月下旬にお送りします。1月1日以降に診療を受けるときは、必ず新しい医療証と健康保険証を一緒に医療機関の窓口へ提出してください。

有効期間の過ぎた医療証は使用できませんので、保険年金課へお返しください(郵送可)。

**【交付される方】**有効期間が12月31日までの医療証をお持ちで、平成17年中の所得が別表の所得制限基準額未満の方です。ただし、現況届が未提出の方は、提出後の交付になります。

**ひとり親家庭等医療費助成制度とは**

18歳に達した年度末までの児童(児童に一定の障害がある場合は20歳到達前まで)が、次の場合に、単身の異性が同居所に居住している場合(ただし、単身の異性が、直系血族および兄弟姉妹等扶養義務者にあたる場合を除く)や離婚は成立したが、元配偶者が同居所に居住している場合はひとり親家庭として認定できませんのでご注意ください。

また、単身の異性が同居所に居住している場合(ただし、単身の異性が、直系血族および兄弟姉妹等扶養義務者にあたる場合を除く)や離婚は成立したが、元配偶者が同居所に居住している場合はひとり親家庭として認定できませんのでご注意ください。

**【申請に必要なもの】**▽健康保険証▽印鑑(朱肉を使用するもの)▽児童扶養手当証書(交付されている方)▽平成18年1月1日の住所地の区市町村長が発行した「平成18年度住民税課税証明書」(平成18年1月2日以降市内に転入した方)

※要件により異なった添付書類が必要になりますので、詳細はお問い合わせください。  
 【問い合わせ】保険年金課